



名古屋の農業

— 2020年農林業センサス結果 — (農林業経営体調査)



令和2年2月1日現在

2020年農林業センサスは、農林業経営体調査と農山村地域調査に分けて実施されました。このうち名古屋市は、市内の農林業経営体を対象とする農林業経営体調査を実施しました。

「名古屋の農業」は農林業経営体調査結果の名古屋市分を取りまとめたものです。

【 目 次 】

◆ 利用上の注意	1
◆ 結果の概要	
1 農林業経営体	2
2 農業経営体	
(1) 農業経営体数	3
(2) 組織形態別経営体数	4
(3) 経営耕地面積規模別経営体数	4
(4) 農産物販売金額規模別経営体数	5
(5) 農業経営組織別経営体数	6
(6) 経営耕地面積	7
(7) 耕地種類別経営耕地面積	7
(8) 経営耕地面積規模別面積	8
(9) 主副業別経営体数(個人経営体)	9
(10) 基幹的農業従事者数(個人経営体)	10
3 農家数	11
◆ 調査の概要	13
◆ 用語の説明	15

令和3年12月

名古屋市総務局企画部統計課

◆ 利用上の注意

1 数値について

- (1) 統計表の数値については、「2020 年農林業センサス」(農林水産省)による。
- (2) 本文の図、表及び統計表の数値については、各単位ごとに四捨五入したため、合計と内訳の計が必ずしも一致しない。
- (3) 公表後に農林水産省が数値を修正した場合は同省の公表数値と異なる場合がある。

2 表中に使用した符号について

表中に用いた記号は以下のとおりです。

「 0 」…… 単位に満たないもの。(例: 0.4 h a → 0 h a)

「 - 」…… 調査は行ったが事実のないもの。

「 △ 」…… 負数又は減少したもの。

「 … 」…… 不詳のもの。

「 X 」…… 調査票情報を集計した結果(以下、「集計結果」という。)、3未満の調査対象者の集計結果を表示する場合に、各統計表の集計対象数を除き、秘匿したもの。

なお、秘匿対象の集計結果に「-」(調査は行ったが事実のないもの。)が含まれている場合も「x」表示をすることにより秘匿する。

3 集計数値について

この調査は農林業経営体の所在地における調査のため、集計数値には名古屋市内の農林業経営体が市外に保有する経営耕地・飼養する家畜等を含み、市外の農林業経営体が市内に保有する経営耕地・飼養する家畜等は含まれない。

◆ 結果の概要

平成 27 年から令和 2 年までの 5 年間で、名古屋市の農業経営体数は大きく減少しました。一方、1 農業経営体当たりの経営耕地面積は増加しています。

1 農林業経営体

～農林業経営体数は 5 年前に比べ 42.7%減少～

令和 2 年 2 月 1 日現在の名古屋市の農林業経営体数は 525 経営体で、5 年前に比べ 392 経営体（42.7%）減少しています。

このうち、農業経営体数は 515 経営体、林業経営体数は 10 経営体で、5 年前に比べそれぞれ 377 経営体（42.3%）、19 経営体（65.5%）減少しています。

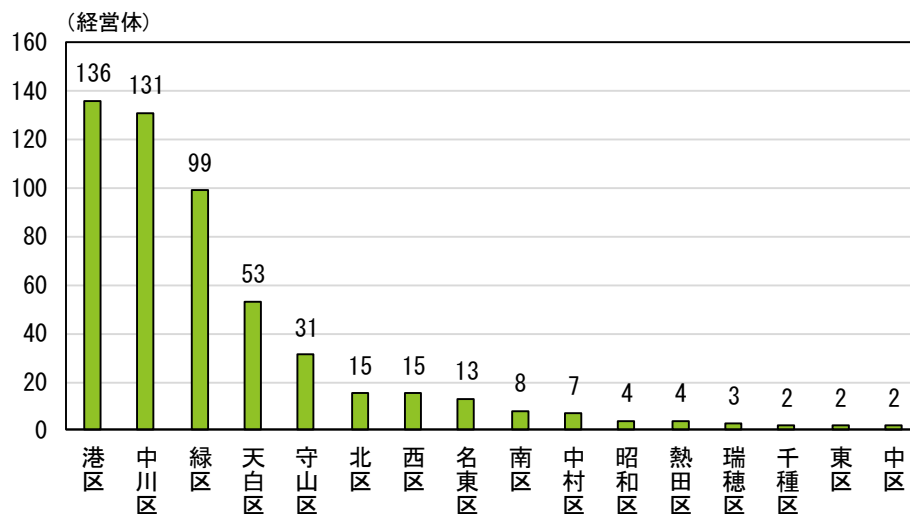
区別では、港区が 136 経営体（市全体に占める割合 25.9%）で最も多く、次いで中川区が 131 経営体（同 25.0%）、緑区が 99 経営体（同 18.9%）、天白区が 53 経営体（同 10.1%）の順となっています。【表 1、図 1】

表 1 農林業経営体数

区 分	単位：経営体		
	農林業経営体	農業経営体	林業経営体
令和 2 年	525	515	10
平成 27 年	917	892	29
対前回増減数	△ 392	△ 377	△ 19
対前回増減率（%）	△ 42.7	△ 42.3	△ 65.5

注）1 経営体で農業経営体と林業経営体の両方に該当する場合は、それぞれに計上しています。

図 1 区別農林業経営体数（令和 2 年）



2 農業経営体

(1) 農業経営体数

～農業経営体の 97.1%は個人経営体～

農業経営体のうち、個人経営体が 500 経営体（構成比 97.1%）、団体経営体が 15 経営体（同 2.9%）であり、名古屋市における農業経営体の多くが個人経営体となっています。

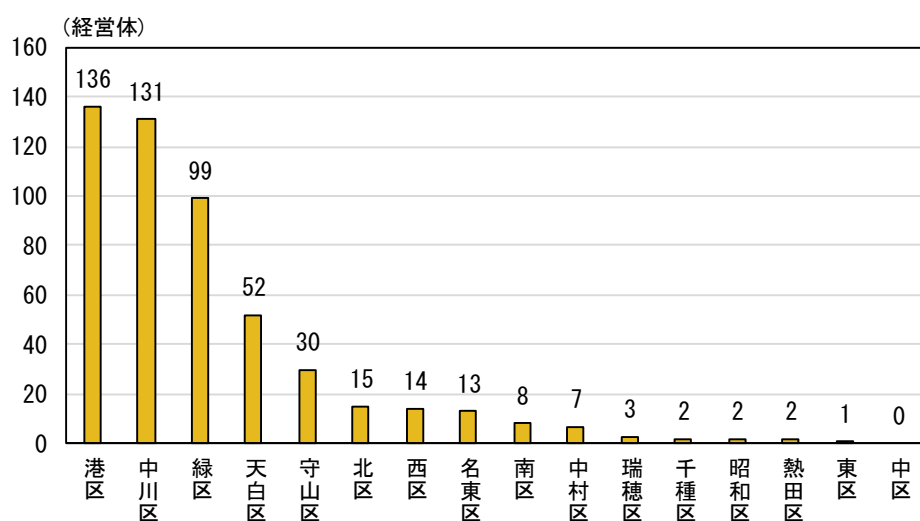
区別の農業経営体数は、港区が 136 経営体（市全体に占める割合 26.4%）で最も多く、次いで中川区が 131 経営体（同 25.4%）、緑区が 99 経営体（同 19.2%）、天白区が 52 経営体（同 10.1%）の順となっています。【表 2、図 2】

個人経営体：個人（世帯）で事業を行う経営体。なお、法人化して事業を行う経営体は含まない。
団体経営体：個人経営体以外の経営体。

表 2 農業経営体数

区 分	農業経営体	個人経営体	団体経営体	法人経営体
実数（経営体）				
令和 2 年	515	500	15	13
平成 27 年	892	873	19	18
対前回増減数	△ 377	△ 373	△ 4	△ 5
対前回増減率（%）	△ 42.3	△ 42.7	△ 21.1	△ 27.8
構成比（%）				
令和 2 年	100.0	97.1	2.9	2.5
平成 27 年	100.0	97.9	2.1	2.0

図 2 区別農業経営体数（令和 2 年）



(2) 組織形態別経営体数

～農業経営体の97.5%は法人化していない経営体～

組織形態別にみると、農業経営体のうち法人化している経営体は13経営体（構成比2.5%）、法人化していない経営体は502経営体（同97.5%）であり、名古屋市における農業経営体の多くが法人化していない経営体となっています。

法人化している経営体の内訳をみると、会社が11経営体、その他の法人が2経営体となっています。【表3】

表3 組織形態別経営体数

区 分	計	法人化し ている 経営体	農事組合 法人	会社	各種団体	その他の 法人	法人化し ていない 経営体	地方公共 団体・ 財産区
実数（経営体）								
令和2年	515	13	－	11	－	2	502	－
平成27年	892	18	2	15	－	1	874	－
対前回増減数	△ 377	△ 5	△ 2	△ 4	－	1	△ 372	－
対前回増減率（%）	△ 42.3	△ 27.8	△ 100.0	△ 26.7	－	100.0	△ 42.6	－
構成比（%）								
令和2年	100.0	2.5	－	2.1	－	0.4	97.5	－
平成27年	100.0	2.0	0.2	1.7	－	0.1	98.0	－

(3) 経営耕地面積規模別経営体数

～経営耕地面積「0.3～0.5ha」の層が全体の45.0%を占める～

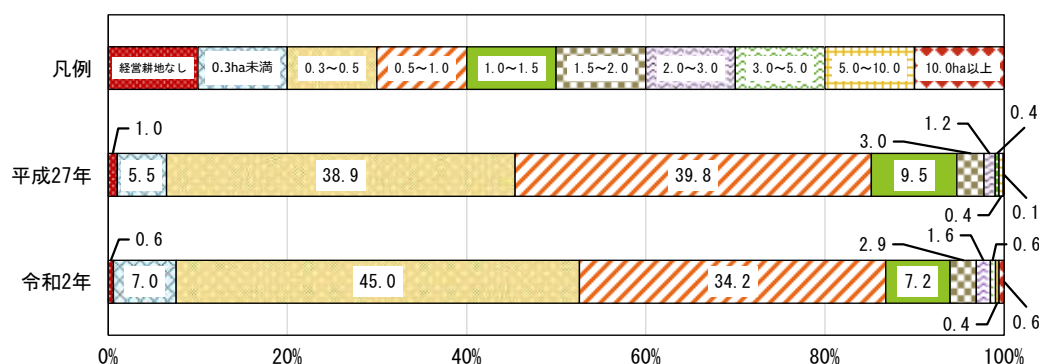
経営耕地面積規模別に農業経営体をみると、「0.3～0.5ha」の層が232経営体で構成比45.0%と最も大きな割合を占めています。

また、5年前に比べ「0.3ha未満」、「0.3～0.5ha」、「2.0～3.0ha」、「3.0～5.0ha」及び「10.0ha以上」の層の割合が上昇しています。【表4、図3】

表4 経営耕地面積規模別経営体数

区 分	計	経営耕地 なし	0.3ha 未満	0.3～ 0.5	0.5～ 1.0	1.0～ 1.5	1.5～ 2.0	2.0～ 3.0	3.0～ 5.0	5.0～ 10.0	10.0ha 以上
実数（経営体）											
令和2年	515	3	36	232	176	37	15	8	3	2	3
平成27年	892	9	49	347	355	85	27	11	4	4	1
対前回増減数	△ 377	△ 6	△ 13	△ 115	△ 179	△ 48	△ 12	△ 3	△ 1	△ 2	2
対前回増減率（%）	△ 42.3	△ 66.7	△ 26.5	△ 33.1	△ 50.4	△ 56.5	△ 44.4	△ 27.3	△ 25.0	△ 50.0	200.0
構成比（%）											
令和2年	100.0	0.6	7.0	45.0	34.2	7.2	2.9	1.6	0.6	0.4	0.6
平成27年	100.0	1.0	5.5	38.9	39.8	9.5	3.0	1.2	0.4	0.4	0.1

図3 経営耕地面積規模別経営体数の構成比



(4) 農産物販売金額規模別経営体数

～「販売なし」及び100万円以上の層の割合が上昇～

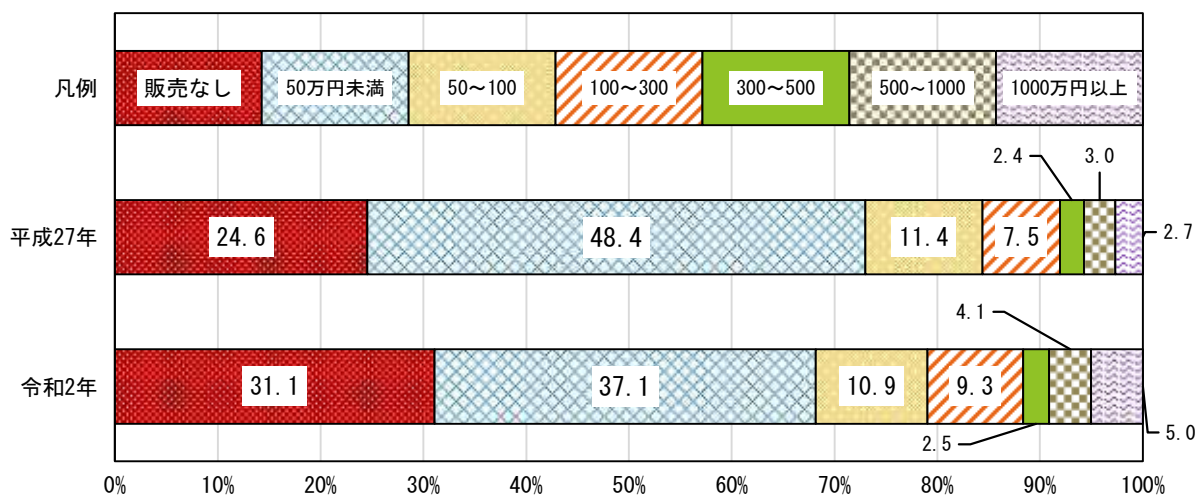
農産物販売金額規模別に農業経営体数をみると、「50万円未満」の層が191経営体（構成比37.1%）と最も多く、次いで「販売なし」の層が160経営体（同31.1%）となっています。5年前に比べ、販売金額「1,000万円以上」の層では農業経営体数が増加しましたが、それ以外の層では減少しています。

構成比をみると、令和2年は5年前に比べ「販売なし」及び100万円以上の層の割合が上昇しています。【表5、図4】

表5 農産物販売金額規模別経営体数

区 分	計	販売なし	50万円未満	50～100	100～300	300～500	500～1000	1000万円以上
実数（経営体）								
令和2年	515	160	191	56	48	13	21	26
平成27年	892	219	432	102	67	21	27	24
対前回増減数	△377	△59	△241	△46	△19	△8	△6	2
対前回増減率（%）	△42.3	△26.9	△55.8	△45.1	△28.4	△38.1	△22.2	8.3
構成比（%）								
令和2年	100.0	31.1	37.1	10.9	9.3	2.5	4.1	5.0
平成27年	100.0	24.6	48.4	11.4	7.5	2.4	3.0	2.7

図4 農産物販売金額規模別経営体数の構成比



(5) 農業経営組織別経営体数

～販売のあった農業経営体のうち、80.3%が単一経営経営体～

農業経営組織別に農業経営体数をみると、単一経営経営体は 285 経営体（販売のあった経営体に占める割合 80.3%）、準単一複合経営及び複合経営経営体は 70 経営体（同 19.7%）となっています。単一経営経営体の内訳をみると、「稲作」が 147 経営体（同 41.4%）と最も多く、次いで「露地野菜」が 55 経営体（同 15.5%）、「果樹類」が 48 経営体（同 13.5%）となっています。

5 年前に比べ、単一経営経営体は 265 経営体（△48.2%）、準単一複合経営及び複合経営経営体は 53 経営体（△43.1%）、それぞれ減少しています。【表 6】

単一経営経営体：農産物販売金額のうち、主位部門の販売金額が 8 割以上の経営体。
 準単一複合経営経営体：農産物販売金額のうち、主位部門の販売金額が 6 割以上 8 割未満の経営体。
 複合経営経営体：農産物販売金額のうち、主位部門の販売金額が 6 割未満の経営体（販売のなかった経営体を除く）。

表 6 農業経営組織別経営体数

単位：経営体、%

区 分	令和2年	構成比	平成27年	対前回増減率
販売のあった経営体	355	100.0	673	△ 47.3
単一経営経営体	285	80.3	550	△ 48.2
稲 作	147	41.4	378	△ 61.1
麦 類 作	-	-	-	-
雑 穀 ・ い も 類 ・ 豆 類	1	0.3	4	△ 75.0
工芸農作物	1	0.3	-	...
露地野菜	55	15.5	71	△ 22.5
施設野菜	20	5.6	25	△ 20.0
果 樹 類	48	13.5	50	△ 4.0
花き・花木	11	3.1	14	△ 21.4
その他の作物	-	-	2	△ 100.0
酪 農	-	-	3	△ 100.0
肉用牛	1	0.3	1	-
養 豚	-	-	-	-
養 鶏	-	-	1	△ 100.0
養 蚕	-	-	-	-
そ の 他 の 畜 産	1	0.3	1	-
準単一複合経営 及び複合経営経営体	70	19.7	123	△ 43.1

(6) 経営耕地面積

～経営耕地面積では港区が全体の 52.6%を占める～

農業経営体の経営耕地面積は523haとなり、5年前に比べ15.5%減少しています。

区別にみると、港区が275ha（市全体に占める割合 52.6%）で最も大きな割合を占めており、次いで中川区が72ha（同 13.8%）、緑区が71ha（同 13.6%）、天白区が33ha（同 6.3%）の順となっています。【図 5、図 6】

図 5 経営耕地面積の推移

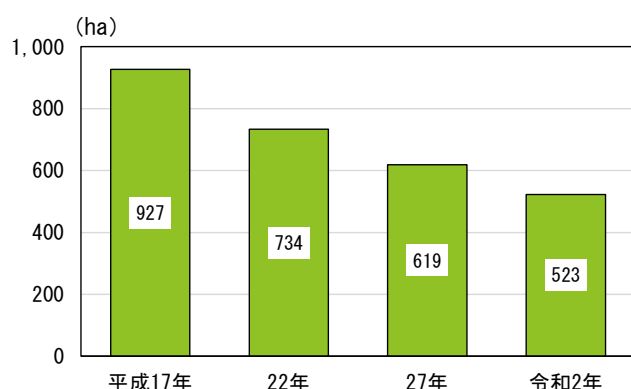
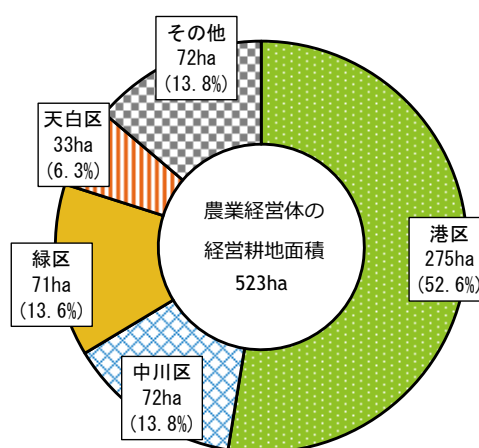


図 6 区別経営耕地面積（上位 4 区）（令和 2 年）



(7) 耕地種類別経営耕地面積

～耕地種類別では「田」が全体の 68.1%を占める～

耕地種類別にみると、「田」が356ha（構成比 68.1%）、「畑（樹園地を除く）」が117ha（同 22.4%）、「樹園地」が50ha（同 9.6%）となっています。5年前に比べ、「田」は10.1%減少、「畑（樹園地を除く）」は29.9%減少、「樹園地」は10.7%減少しています。【図 7、図 8】

図 7 耕地種類別経営耕地面積（令和 2 年）

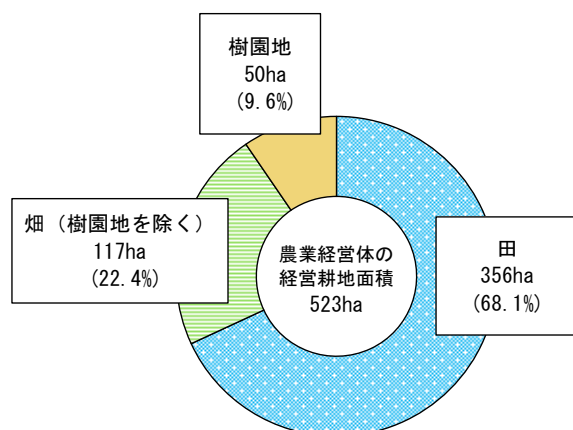
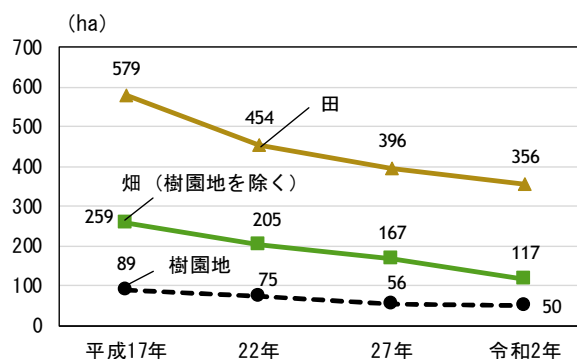


図 8 耕地種類別経営耕地面積の推移



(8) 経営耕地面積規模別面積

～5.0ha 以上の層の経営耕地面積が大きく増加～

経営耕地面積規模別面積をみると、5.0ha 以上の層の経営耕地面積が5年前の51ha（構成比 8.2%）から210ha（同 40.2%）へと大きく増加しました。

また、経営耕地のある農業経営体の1経営体当たりの経営耕地面積は1.02haとなり、5年前に比べ0.32ha増加しました。借入耕地面積が5年前の0.08haから0.46haへと大きく増加しています。【表7、図9、図10】

表7 経営耕地面積規模別面積

	計	1.0ha未満	1.0～2.0	2.0～3.0	3.0～5.0	5.0ha以上
実数（ha）						
令和2年	523	212	69	19	12	210
平成27年	619	383	144	26	15	51
対前回増減数	△ 96	△ 171	△ 75	△ 7	△ 3	159
対前回増減率（%）	△ 15.5	△ 44.6	△ 52.1	△ 26.9	△ 20.0	311.8
構成比（%）						
令和2年	100.0	40.5	13.2	3.6	2.3	40.2
平成27年	100.0	61.9	23.3	4.2	2.4	8.2

図9 経営耕地面積規模別面積の構成比

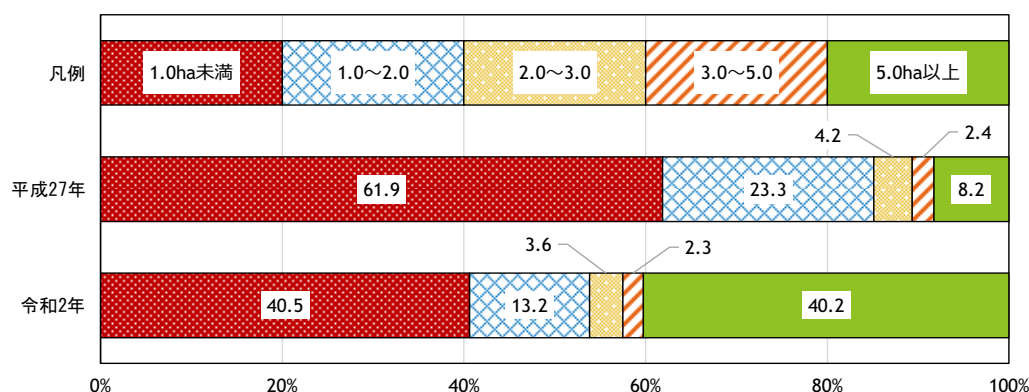
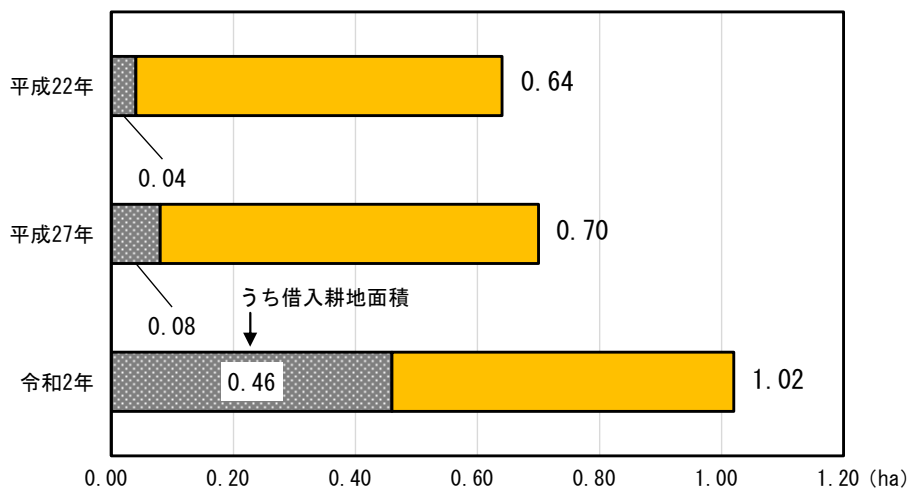


図10 1農業経営体当たりの経営耕地面積



注）1農業経営体当たりの経営耕地面積及び借入耕地面積は、農業経営体の総経営耕地面積及び総借入耕地面積（ともに単位ha）を経営耕地のある経営体数で除して算出しています。

(9) 主副業別経営体数（個人経営体）

～個人経営体のうち 69.8%が副業的経営体～

農業経営体のうち個人経営体を主副業別にみると、主業経営体は 34 経営体（構成比 6.8%）、準主業経営体は 117 経営体（同 23.4%）、副業的経営体は 349 経営体（同 69.8%）となっています。

名古屋市は全国及び愛知県と比べ、主業経営体の割合が低く、準主業経営体、副業的経営体の割合が高くなっています。【表 8、図 11】

主業経営体：農業所得が主（世帯所得の 50%以上が農業所得）で、調査期日前 1 年間に自営農業に 60 日以上従事している 65 歳未満の世帯員がいる個人経営体。

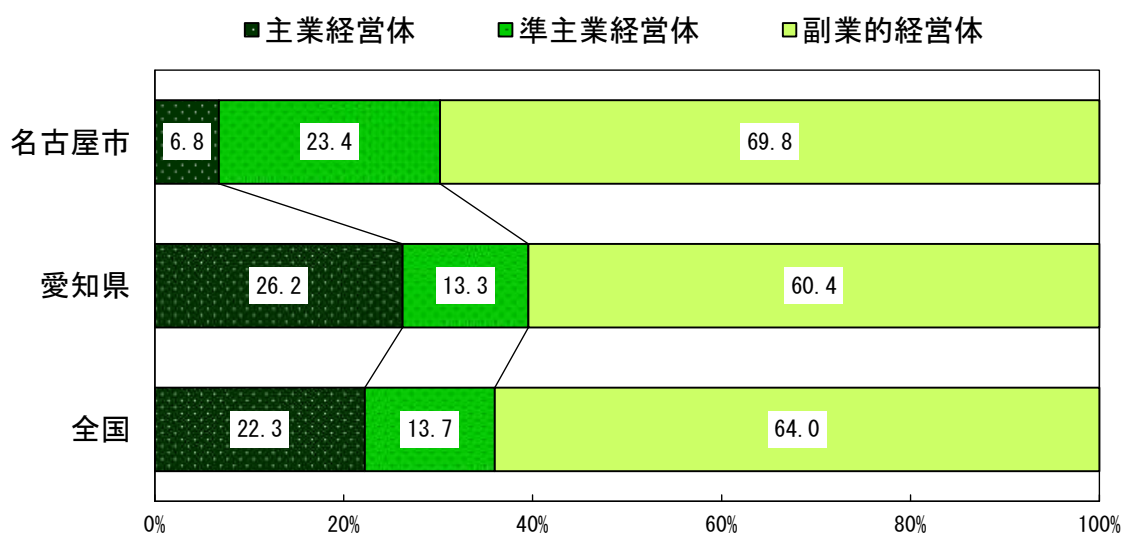
準主業経営体：農外所得が主（世帯所得の 50%未満が農業所得）で、調査期日前 1 年間に自営農業に 60 日以上従事している 65 歳未満の世帯員がいる個人経営体。

副業的経営体：調査期日前 1 年間に自営農業に 60 日以上従事している 65 歳未満の世帯員がいない個人経営体。

表 8 名古屋市、愛知県、全国の主副業別経営体数（個人経営体）（令和 2 年）

区 分	経営体数（経営体）				構成比（%）			
	計	主業	準主業	副業的	計	主業	準主業	副業的
名古屋市	500	34	117	349	100.0	6.8	23.4	69.8
愛 知 県	26,228	6,882	3,493	15,853	100.0	26.2	13.3	60.4
全 国	1,037,342	230,855	142,538	663,949	100.0	22.3	13.7	64.0

図 11 名古屋市、愛知県、全国の主副業別経営体数の構成比（個人経営体）（令和 2 年）



(10) 基幹的農業従事者数（個人経営体）

～基幹的農業従事者の 72.3%が 65 歳以上～

農業経営体のうち個人経営体の基幹的農業従事者は 595 人で、5 年前に比べ 438 人減少しています。

また、個人経営体の基幹的農業従事者数のうち 65 歳以上が占める割合は 72.3% となり、5 年前に比べ 0.5 ポイント低くなっています。

年齢階層別基幹的農業従事者数の推移をみると、5 年前に比べ「30～34 歳」、「40～44 歳」及び「50～54 歳」以上の層で減少しています。【図 12、図 13】

基幹的農業従事者：15 歳以上の世帯員のうち、ふだん仕事として主に自営農業に従事している者。

図 12 年齢階層別基幹的農業従事者数の構成比（個人経営体）

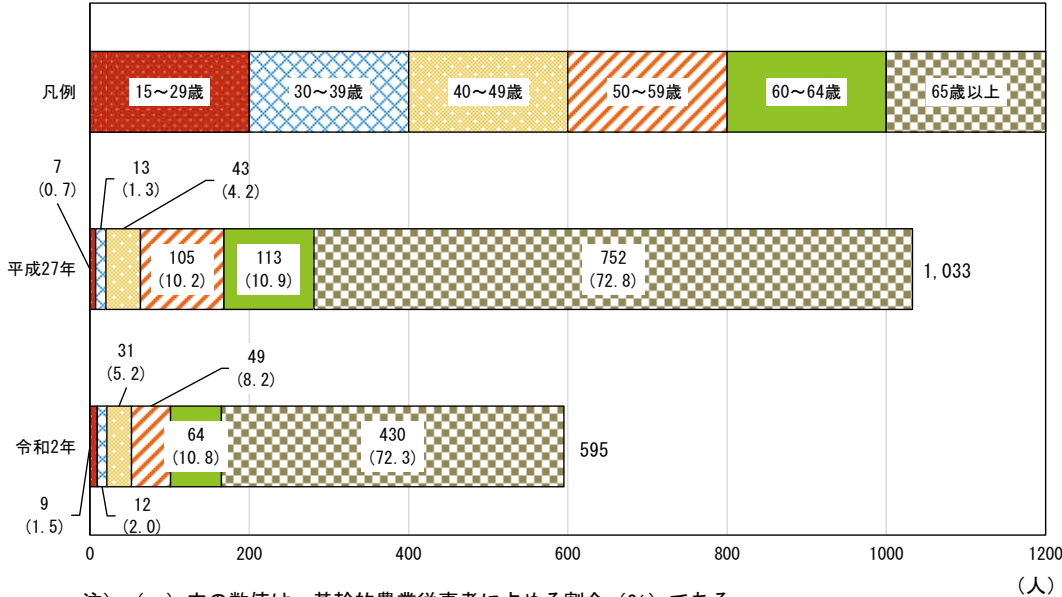
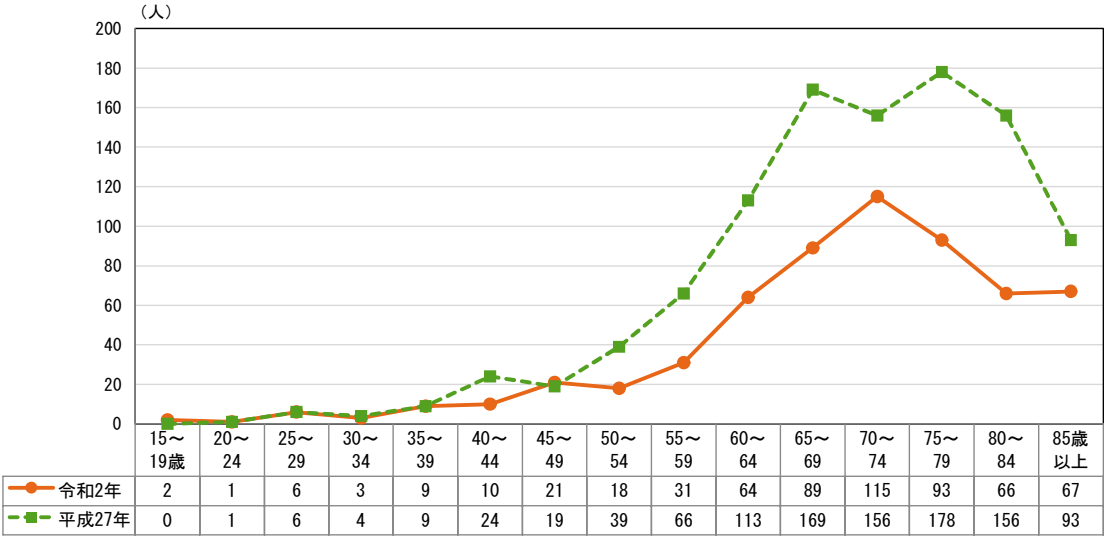


図 13 年齢階層別基幹的農業従事者数の推移（個人経営体）



3 農家数

～総農家数は5年前に比べ26.7%減少～

令和2年2月1日現在の総農家数は1,936戸で、5年前に比べ705戸（△26.7%）減少しました。平成2年以降のデータをみると総農家数は減少し続けており、令和2年の総農家数は平成2年の約3割となっています。

総農家のうち、販売農家は477戸となり、5年前に比べ369戸（△43.6%）減少、自給的農家は1,459戸となり、5年前に比べ336戸（△18.7%）減少しています。全国及び愛知県においても、5年前に比べ販売農家、自給的農家ともに減少しています。

販売農家、自給的農家別の構成比を見ると、令和2年は販売農家が24.6%、自給的農家が75.4%と自給的農家の占める割合が高くなっています。5年前に比べ自給的農家の割合は7.4ポイント上昇しています。全国では販売農家が58.8%、自給的農家が41.2%と販売農家の占める割合が高くなっています。

総農家数を区別にみると、中川区が458戸（市全体に占める割合23.7%）で最も多く、次いで港区が431戸（同22.3%）、緑区が262戸（同13.5%）、守山区が203戸（同10.5%）、天白区が180戸（同9.3%）の順となっています。

【表9、図14、図15】

表9 名古屋市、愛知県、全国の農家数の推移

区分		農家数（戸）			対前回増減率（%）			構成比（%）	
		総農家	販売農家	自給的農家	総農家	販売農家	自給的農家	販売農家	自給的農家
名古屋市	平成 2年	6,289	2,864	3,425	...	...	...	45.5	54.5
	7年	4,841	2,182	2,659	△ 23.0	△ 23.8	△ 22.4	45.1	54.9
	12年	4,331	1,947	2,384	△ 10.5	△ 10.8	△ 10.3	45.0	55.0
	17年	3,484	1,382	2,102	△ 19.6	△ 29.0	△ 11.8	39.7	60.3
	22年	3,155	1,084	2,071	△ 9.4	△ 21.6	△ 1.5	34.4	65.6
	27年	2,641	846	1,795	△ 16.3	△ 22.0	△ 13.3	32.0	68.0
	令和 2年	1,936	477	1,459	△ 26.7	△ 43.6	△ 18.7	24.6	75.4
愛知県	平成 2年	119,573	82,617	36,956	...	...	...	69.1	30.9
	7年	106,144	72,740	33,404	△ 11.2	△ 12.0	△ 9.6	68.5	31.5
	12年	98,591	65,065	33,526	△ 7.1	△ 10.6	0.4	66.0	34.0
	17年	91,746	51,638	40,108	△ 6.9	△ 20.6	19.6	56.3	43.7
	22年	84,028	43,599	40,429	△ 8.4	△ 15.6	0.8	51.9	48.1
	27年	73,833	35,068	38,765	△ 12.1	△ 19.6	△ 4.1	47.5	52.5
	令和 2年	61,055	25,906	35,149	△ 17.3	△ 26.1	△ 9.3	42.4	57.6
全国		千戸	千戸	千戸					
	平成 2年	3,835	2,971	864	...	...	...	77.5	22.5
	7年	3,444	2,651	792	△ 10.2	△ 10.8	△ 8.3	77.0	23.0
	12年	3,120	2,337	783	△ 9.4	△ 11.8	△ 1.1	74.9	25.1
	17年	2,848	1,963	885	△ 8.7	△ 16.0	13.0	68.9	31.1
	22年	2,528	1,631	897	△ 11.2	△ 16.9	1.4	64.5	35.5
	27年	2,155	1,330	825	△ 14.8	△ 18.5	△ 8.0	61.7	38.3
	令和 2年	1,747	1,028	719	△ 18.9	△ 22.7	△ 12.8	58.8	41.2

図 14 農家数の推移

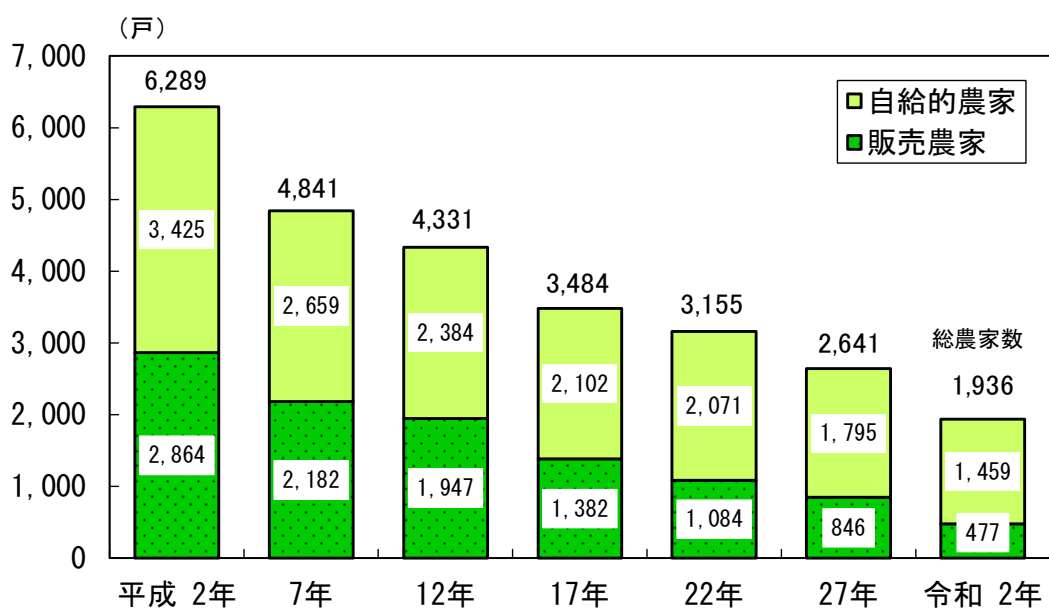
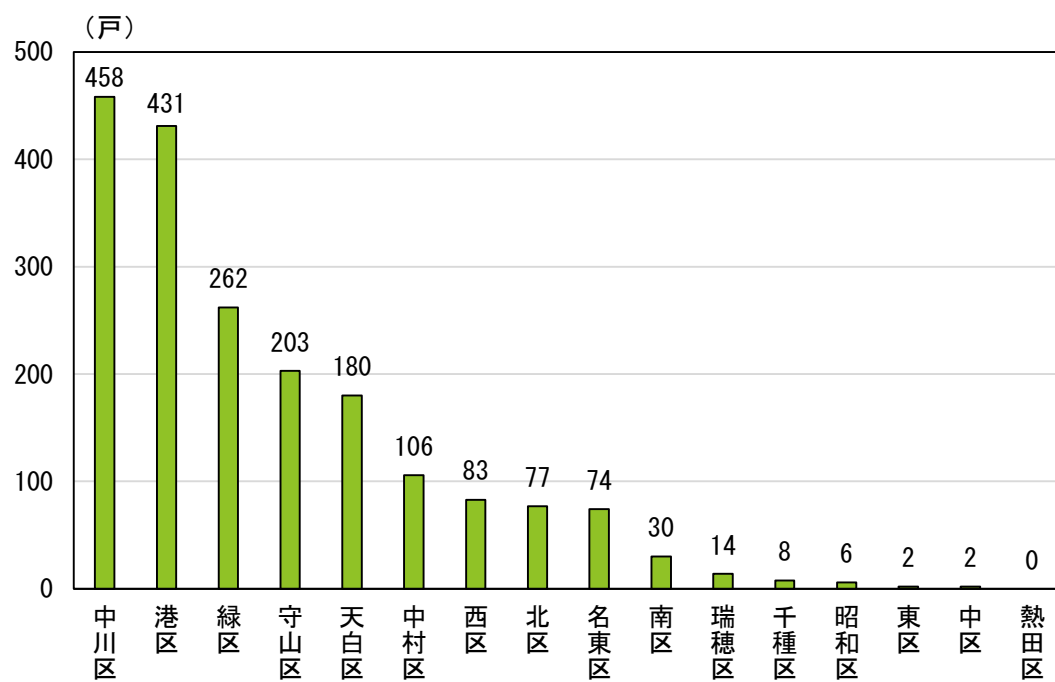


図 15 区別総農家数 (令和 2 年)



◆調査の概要

1 調査の目的

2020年農林業センサスは、農林業構造統計（統計法（平成19 年法律第53 号）第2 条第4 項に規定する基幹統計）を作成し、食料・農業・農村基本計画及び森林・林業基本計画に基づく諸施策並びに農林業に関する各統計調査に必要な基礎資料を整備することを目的として実施した。

2 根拠法規

2020 年農林業センサスは、統計法、統計法施行令（平成20 年政令第334 号）、農林業センサス規則（昭和44 年農林省令第39 号）及び平成16 年5月20 日農林水産省告示第1071 号（農林業センサス規則第5 条第1 項の農林水産大臣が定める農林業経営体等を定める件）に基づいて行った。

3 調査体系

調査の種類	調査の対象	調査の系統
農林業経営体調査	農林産物の生産を行うか又は委託を受けて農林業作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭羽数が一定規模以上の「農林業生産活動」を行う者（注）	農林水産省 都道府県 市区町村 統計調査員 調査対象 (農林業経営体)

注：試験研究機関、教育機関、福利厚生施設その他の営利を目的としない農林業経営体を除く。

4 調査事項

経営の態様、世帯の状況、農業労働力、経営耕地面積等、農作物の作付面積等及び家畜の飼養状況、農産物の販売金額等、農作業受託の状況、農業経営の特徴、農業生産関連事業、林業労働力、林産物の販売金額等、林業作業の委託及び受託の状況、保有山林面積、育林面積等及び素材生産量、その他農林業経営体の現況

5 調査期日

令和2 年2 月1 日現在で実施した。

6 調査方法

統計調査員が、調査対象に対し調査票を配布・回収する自計調査（被調査者が自ら回答を調査票に記入する方法）の方法により行った。その際、調査対象から面接調査（他計報告調査）の申出があった場合には、統計調査員による調査対象に対する面接

調査（他計報告調査）の方法をとった。

なお、調査対象の協力が得られる場合は、オンラインにより調査票を回収する方法も可能とした。

ただし、家畜伝染病の発生等に起因して統計調査員の訪問が困難な場合は、郵送により調査票を配布、回収する方法も可能とした。

7 2020 年調査の主な変更点

（１） 調査対象の属性区分の変更

2005 年農林業センサスで農業経営体の概念を導入し、2015 年調査までは、家族経営体と組織経営体に区分していた。2020 年調査では、法人経営を一体的に捉えるとの考えのもと、法人化している家族経営体と組織経営体を統合し、非法人の組織経営体と併せて団体経営体とし、非法人の家族経営体を個人経営体とした。

（２） 調査項目の見直し

ア 調査項目の新設

（ア）青色申告の実施の有無、正規の簿記、簡易簿記等の別

（イ）有機農業の取組状況

（ウ）農業経営へのデータ活用の状況

イ 調査項目の削減

（ア）自営農業とその他の仕事の従事日数の多少（これまでの農業就業人口の区分に利用）

（イ）世帯員の中で過去 1 年間に自営農業以外の仕事に従事した者の有無（これまでの専兼業別の分類に利用）

（ウ）田、畑、樹園地の耕作放棄地面積

（エ）農業機械の所有台数

（オ）農作業の委託状況

（カ）農外業種からの資本金、出資金提供の有無

（キ）牧草栽培による家畜の預託事業の実施状況等

8 集計方法

本調査は全数調査であることから、集計は有効回答となった調査票の単純積み上げにより行った。

また、未記入の項目がある一部の調査票のうち、

① 当該調査票の回答が得られた項目を基に補完することが可能な項目

② ①以外の項目であっても、選択式の項目であり、特定の選択肢に当てはめて補完することにより他の調査項目との不整合が生じない項目

に限り、必要な補完を行った上で有効回答となった調査票も集計対象とした。

9 経営体について

1 経営体で農業経営体と林業経営体の両方に該当する場合は、それぞれに計上されている。

◆ 用語の説明

(1) 農林業経営体

農林業経営体	農林産物の生産を行うか又は委託を受けて農林業作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭羽数が、次の規定のいずれかに該当する事業を行う者をいう。 (1) 経営耕地面積が 30 a 以上の規模の農業 (2) 農作物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数又は出荷羽数、その他の事業の規模が次の農林業経営体の基準以上の農業 <table border="0"> <tr> <td>①露地野菜作付面積</td><td>15 a</td></tr> <tr> <td>②施設野菜栽培面積</td><td>350 m²</td></tr> <tr> <td>③果樹栽培面積</td><td>10 a</td></tr> <tr> <td>④露地花き栽培面積</td><td>10 a</td></tr> <tr> <td>⑤施設花き栽培面積</td><td>250 m²</td></tr> <tr> <td>⑥搾乳牛飼養頭数</td><td>1 頭</td></tr> <tr> <td>⑦肥育牛飼養頭数</td><td>1 頭</td></tr> <tr> <td>⑧豚飼養頭数</td><td>15 頭</td></tr> <tr> <td>⑨採卵鶏飼養羽数</td><td>150 羽</td></tr> <tr> <td>⑩ブロイラー年間出荷羽数</td><td>1,000 羽</td></tr> <tr> <td>⑪その他</td><td>調査期日前 1 年間における農業生産物の総販売額 50 万円に相当する事業の規模</td></tr> </table> (3) 権原に基づいて育林又は伐採(立木竹のみを譲り受けてする伐採を除く。)を行うことができる山林(以下「保有山林」という。)の面積が 3 ha 以上の規模の林業(調査実施年を計画期間に含む「森林経営計画」を策定している者又は調査期日前 5 年間に継続して林業を行い、育林若しくは伐採を実施した者に限る。) (4) 農作業の受託の事業 (5) 委託を受けて行う育林若しくは素材生産又は立木を購入して行う素材生産の事業(ただし、素材生産については、調査期日前 1 年間に 200 m³以上の素材を生産した者に限る。)	①露地野菜作付面積	15 a	②施設野菜栽培面積	350 m ²	③果樹栽培面積	10 a	④露地花き栽培面積	10 a	⑤施設花き栽培面積	250 m ²	⑥搾乳牛飼養頭数	1 頭	⑦肥育牛飼養頭数	1 頭	⑧豚飼養頭数	15 頭	⑨採卵鶏飼養羽数	150 羽	⑩ブロイラー年間出荷羽数	1,000 羽	⑪その他	調査期日前 1 年間における農業生産物の総販売額 50 万円に相当する事業の規模
①露地野菜作付面積	15 a																						
②施設野菜栽培面積	350 m ²																						
③果樹栽培面積	10 a																						
④露地花き栽培面積	10 a																						
⑤施設花き栽培面積	250 m ²																						
⑥搾乳牛飼養頭数	1 頭																						
⑦肥育牛飼養頭数	1 頭																						
⑧豚飼養頭数	15 頭																						
⑨採卵鶏飼養羽数	150 羽																						
⑩ブロイラー年間出荷羽数	1,000 羽																						
⑪その他	調査期日前 1 年間における農業生産物の総販売額 50 万円に相当する事業の規模																						
農業経営体	農林業経営体のうち、(1)、(2)又は(4)のいずれかに該当する事業を行う者をいう。																						
林業経営体	農林業経営体のうち、(3)又は(5)のいずれかに該当する事業を行う者をいう。																						
個人経営体	個人(世帯)で事業を行う経営体をいう。なお、法人化して事業を行う経営体は含まない。																						
団体経営体	個人経営体以外の経営体をいう。																						

(2) 組織形態別

法人化している (法人経営体)	農林業経営体のうち、法人化して事業を行う者をいう。
農事組合法人	農業協同組合法(昭和22年法律第132号)に基づき、「組合員の農業生産についての協業を図ることによりその共同の利益を増進すること」を目的として設立された法人をいう
会社	次のいずれかに該当するものをいう。
株式会社	会社法(平成17年法律第86号)に基づき、株式会社の組織形態をとっているものをいう。なお、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第87号)に定める特例有限会社の組織形態をとっているものを含む。
合名・合資会社	会社法に基づき、合名会社又は合資会社の組織形態をとっているものをいう。
合同会社	会社法に基づき、合同会社の組織形態をとっているものをいう。
相互会社	保険業法(平成7年法律第105号)に基づき、保険会社のみが認められている中間法人であり、加入者自身を構成員とすることから、お互いが構成員のために保険業務を行う団体をいう。
各種団体	次のいずれかに該当するものをいう。
農協	農業協同組合法に基づき組織された組合で、農業協同組合、農業協同組合の連合組織(経済連等)が該当する。
森林組合	森林組合法(昭和53年法律第36号)に基づき組織された組合で、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会が該当する
その他の各種団体	農業保険法(昭和22年法律第185号)に基づき組織された農業共済組合や農業関係団体、又は森林組合以外の組合等の団体が該当する。林業公社(第3セクター)もここに含める。
その他の法人	農事組合法人、会社及び各種団体以外の法人で、公益法人、宗教法人、医療法人、NPO法人などが該当する。
地方公共団体・財産区	地方公共団体とは、都道府県及び市区町村をいう。 財産区とは、地方自治法(昭和22年法律第67号)に基づき、市区町村の一部で財産を有し、又は公の施設を設け、当該財産等の管理・処分・廃止に関する機能を有する特別地方公共団体をいう。

(3) 労働力等

経営主	農業（林業）経営の管理運営の中心となっている者をいい、生産品目や規模、請け負う農作業（林業作業）の決定、具体的な作業時期や作業体制、労働や資本の投入、資金調達といった経営全般を主宰する者をいう。
世帯員	原則として住居と生計を共にしている者をいう。調査日現在出稼ぎ等に出ていてその家にいなくても生計を共にしている者は含むが、通学や就職のため他出して生活している子弟は除く。 また、住み込みの雇人も除く。
雇用者	農業（林業）経営のために雇った「常雇い」及び「臨時雇い」（手間替え・ゆい（労働交換）、手伝い（金品の授受を伴わない無償の受け入れ労働）を含む。）の合計をいう。 農業経営の場合は、農業又は農業生産関連事業のいずれか、又は両方のために雇った人をいう。
常雇い	あらかじめ、年間7か月以上の契約（口頭の契約でもよい。）で主に農業（林業）経営のために雇った人（期間を定めずに雇った人を含む。）をいう。 年間7か月以上の契約で雇っている外国人技能実習生を含める。 農業経営の場合は、農業又は農業生産関連事業のいずれか、又は両方のために雇った人をいう。
臨時雇い	「常雇い」に該当しない日雇い、季節雇いなど農業（林業）経営のために一時的に雇った人のことをいい、手間替え・ゆい（労働交換）、手伝い（金品の授受を伴わない無償の受け入れ労働）を含む。 なお、農作業（林業作業）を委託した場合の労働は含まない。 また、主に農業（林業）以外の事業のために雇った人が一時的に農業（林業）経営に従事した場合及び「常雇い」として7か月以上の契約で雇った人がそれ未満で辞めた場合を含む。 農業経営の場合は、農業又は農業生産関連事業のいずれか、又は両方のために雇った人をいう。

(4) 農業経営体

経営耕地	調査期日現在で農林業経営体が経営している耕地（けい畔を含む田、樹園地及び畑）をいい、自ら所有し耕作している耕地（自作地）と、他から借りて耕作している耕地（借入耕地）の合計である。土地台帳の地目や面積に関係なく、実際の地目別の面積とした。 経営耕地の取扱い方 (1) 他から借りている耕地は、届出の有無に関係なく、また、口頭の賃借契約によるものも、全て借り受けている者の経営耕地（借入耕地）とした。 (2) 請負耕作や委託耕作などと呼ばれるものであっても、実際は一般の借入れと同じと考えられる場合は、その耕作を借り受けて耕作している者の経営耕地（借入耕地）とした。 (3) 耕起又は稲刈り等のそれぞれの作業を単位として、作業を請け負う者に委託している場合は、その耕地は委託者の経営耕地とした。 (4) 委託者が、収穫物の全てをもらい受ける契約で、作物の栽培一切を人に任せ、その代わりあらかじめ決めてある一定の耕作料を相手に支払う場合は、その耕地は委託者の経営耕地とした。 (5) 調査期日前1年間に1作しか行われなかった耕地で、その1作の期間を人に貸し付けていた場合は、貸し付けた者の経営耕地とはせず、貸付耕地（借り受けた側の経営耕地）とした。なお、「また小作」している耕地も、「また小作している農家」の経営耕地（借入耕地）とした。 (6) 共有の耕地を割地として各戸で耕作している場合や、河川敷、官公有地内で耕作している場合も経営耕地（借入耕地）とした。 (7) 協業で経営している耕地は、自分の土地であっても、自らの経営耕地とはせず、協業経営体の経営耕地とした。 (8) 他の市区町村や他の都道府県に通って耕作（出作）している耕地でも、全てその農林業経営体の経営耕地とした。したがって、〇〇県や〇〇町の経営耕地面積として計上されているものは、その県や町に居住している農林業経営体が経営している経営耕地の面積であり、いわゆる属人統計であることに留意する必要がある。 耕地の取扱い方 (1) 耕地面積には、けい畔を含めた。棚田などでけい畔がかなり広い面積を占める場合には、本地面積の2割に当たる部分だけを田の面積に入れ（斜面の面積ではなく、水平面積を入れる。）、残りの部分については耕地以外の土地とした。 (2) 災害や労力の都合などで調査期日前1年間作物を栽培していなくても、ここ数年の間に再び耕作する意思のある土地は耕地とした。 しかし、ここ数年の間に再び耕作する意思のない土地は耕地とはしなかった。 (3) 新しく開墾した土地は、は種できるように整地した状態になっていても、調査期日までに1回も作付けしていなければ耕地とはしなかった。
-------------	--

	(4) 宅地内でも1 a以上まとまった土地に農作物を栽培している場合は耕地とした。 (5) ハウス、ガラス室などの敷地は耕地とした。 また、コンクリート床などで地表から植物体が遮断されている場合や、きのこ栽培専門のものの敷地は耕地とはしなかった。ただし、農地法第43条に基づきコンクリート床など転換した農地は耕地とした。 (6) 普通畑に牧草を作っている場合は耕地とした。また、林野を耕起して作った牧草地（いわゆる造成草地）も耕地とした。 なお、施肥・補はんなどの肥培管理をしている牧草栽培地は、は種後何年経過していても耕地とし、肥培管理をやめていて近く更新することが確定していないものは耕地以外の土地とした。 (7) 堤防と河川・湖沼との間にある土地に作物を栽培している場合は耕地とした。 (8) 植林用苗木を栽培している土地は耕地とした。 (9) 肥培管理を行っているたけのこ、くり、くるみ、山茶、こうぞ、みつまた、はぜ、こりやなぎ、油桐、あべまき、うるし、つばきなどの栽培地は耕地とした（刈敷程度は肥培管理とみなさない。）。
田	耕地のうち、水をたたえるためのけい畔のある土地をいう。 水をたたえるということは、人工かんがいによるものだけではなく、自然に耕地がかんがいされるようなものも含めた。したがって、天水田、湧水田なども田とした。 (1) 陸田（もとは畑であったが、現在はけい畔を作り水をたたえるようにしてある土地やたん水のためビニールを張り水稻を作っている土地）も田とした。 (2) ただし、もとは田であってけい畔が残っていても、果樹・桑・茶など永年性の木本性周年植物を栽培している耕地は田とせず樹園地とした。また、同様にさとうきびを栽培していれば普通畑とした。 なお、水をたたえるためのけい畔を作らず畑地にかんがいしている土地は、たとえ水稻を作っていても畑とした。
畑	耕地のうち田と樹園地を除いた耕地をいう。 なお、焼畑、切替畑（林野で抜根せず、火入れにより作物を栽培する畑及び畑と山林を輪番し、切り替えて利用する畑）など不安定な土地も畑とした。
樹園地	木本性周年作物を規則的又は連続的に栽培している土地で果樹、茶、桑などが1 a以上まとまっているもの（一定の畝幅及び株間を持ち、前後左右に連続して栽培されていることをいう。）で肥培管理している土地をいう。 花木類などを5年以上栽培している土地もここに含めた。 なお、樹園地に間作している場合は、利用面積により普通畑と樹園地に分けて計上した。

畑のうち牧草専用地	牧草だけを継続的に栽培している土地をいう。 (1) 牧草のは種後何年経過していても、施肥及び補はんなどの肥培管理をしていればここに含めた。 (2) 草地造成により造成した牧草地はここに含めた（この場合の造成草地とは、牧草のは種を完了したものをいう。）。 ただし、共有及び公有の造成草地で割地されていないものは除いた。
借入耕地	他人から耕作を目的に借り入れている耕地をいう。
貸付耕地	他人に貸し付けている自己所有耕地をいう。
所有耕地	自ら所有し耕作している耕地(自作地)に貸付耕地を加えたものをいう。
農産物販売金額	肥料代、農薬代、飼料代等の諸経費を差引く前の売上金額（消費税を含む。）をいう。
単一経営経営体	農産物販売金額のうち、主位部門の販売金額が8割以上の経営体をいう。
準単一複合経営経営体	農産物販売金額のうち、主位部門の販売金額が6割以上8割未満の経営体をいう。
複合経営経営体	農産物販売金額のうち、主位部門の販売金額が6割未満（販売のなかった経営体を除く）の経営体をいう。

(5) 個人経営体

主業経営体	農業所得が主（世帯所得の50%以上が農業所得）で、調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる個人経営体をいう。
準主業経営体	農外所得が主（世帯所得の50%未満が農業所得）で、調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる個人経営体をいう。
副業的経営体	調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいない個人経営体をいう。
農業従事者	15歳以上の世帯員のうち、調査期日前1年間に自営農業に従事している者をいう。
基幹的農業従事者	15歳以上の世帯員のうち、ふだん仕事として主に自営農業に従事している者をいう。

（６）林業経営体

所有山林	実際に所有している山林をいう。 なお、登記は済んでいないものの、実際に相続している山林や購入した山林を含む。 また、共有林などのうち、割り替えされない割地（半永久的に利用できる区域）があれば、それも含めた。
貸付山林	所有山林のうち、山林として使用するため他者が地上権の設定をした山林、他者に貸し付けている土地又は分収（土地所有者と造林者が異なり、両方で収益を分配するもの）させている山林をいう。
借入山林	単独で山林として使用するため地上権を設定した他人の山林、他者から借りている山林又は分収している山林をいう。 また、共有林などのうち、割り替えされる割地があれば、それも含めた。
保有山林	自らが林業経営に利用できる（している）山林をいう。 保有山林＝所有山林－貸付山林＋借入山林

（７）総農家等

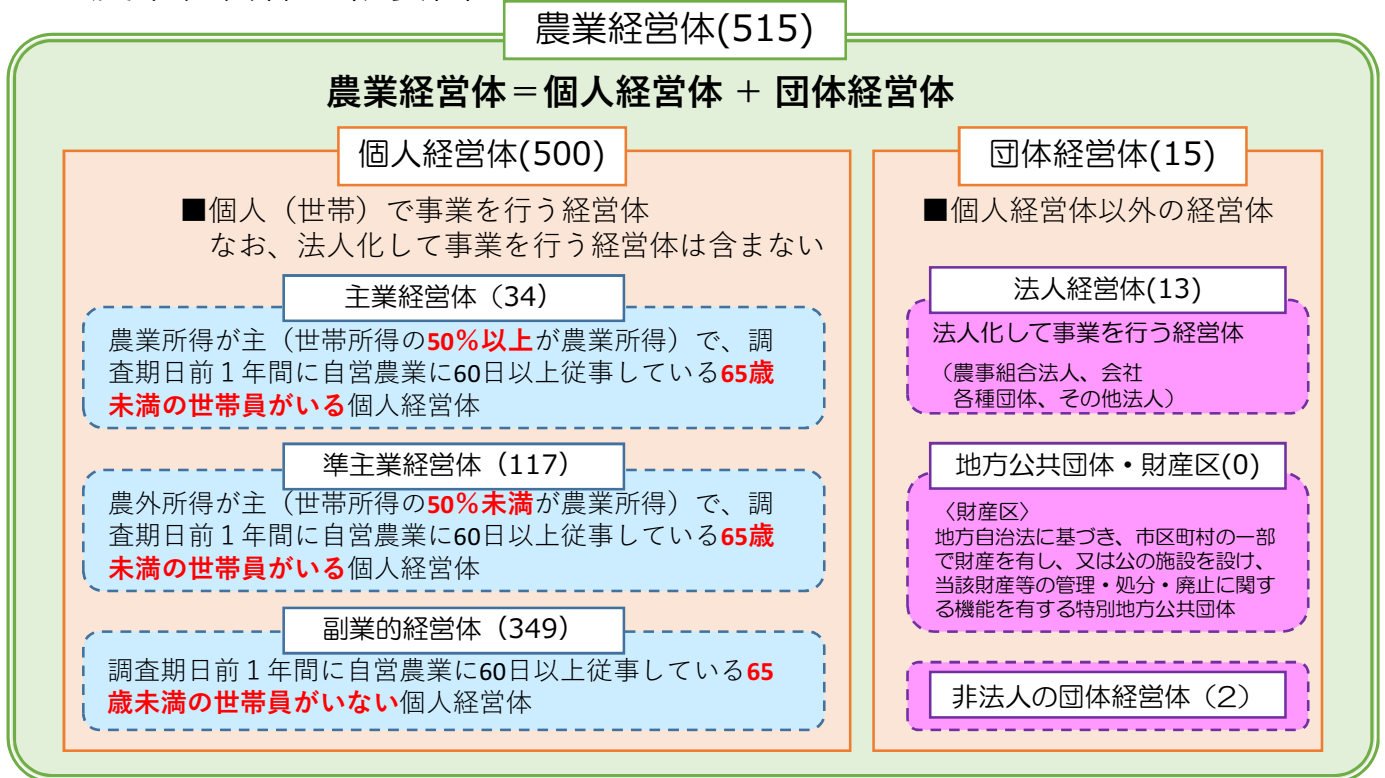
農家	調査期日現在で、経営耕地面積が 10 a 以上の農業を営む世帯又は経営耕地面積が 10 a 未満であっても、調査期日前 1 年間ににおける農産物販売金額が 15 万円以上あった世帯をいう。 なお、「農業を営む」とは、営利又は自家消費のために耕種、養畜、養蚕、又は自家生産の農産物を原料とする加工を行うことをいう。
販売農家	経営耕地面積が 30 a 以上又は調査期日前 1 年間ににおける農産物販売金額が 50 万円以上の農家をいう。
自給的農家	経営耕地面積が 30 a 未満かつ調査期日前 1 年間ににおける農産物販売金額が 50 万円未満の農家をいう。

（８）旧市区町村

旧市区町村	昭和 25 年 2 月 1 日（1950 年世界農業センサスの調査期日）における市区町村をいい、その後の分割合併により複数の市区町村に分かれている場合は、令和 2 年 2 月 1 日現在の市区町村の区域に含まれるそれぞれの範囲を一つの「旧市区町村」として取り扱っている。 農林業センサスでは、調査結果集計の範囲を固定して各回の調査結果を連続して比較できるようにするため、この「旧市区町村」を単位として結果集計等を行っている。
-------	--

用語の補足説明

● 農業経営体の概要図



● 主副業区分（個人経営体）

		調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員	
		いる	いない
農業所得割合 世帯所得の	50%以上	主業経営体 (34)	副業的経営体 (349)
	50%未満	準主業経営体 (117)	

● 農家の概要図

- 総 農 家 : 調査期日現在で、**経営耕地面積が10 a 以上**の農業を営む世帯又は経営耕地面積が10 a 未満であっても、調査期日前1年間における農産物販売金額が**15万円以上**あった世帯
- 販 売 農 家 : **経営耕地面積が30 a 以上**又は調査期日前1年間における**農産物販売金額が50万円以上**の農家
- 自給的農家 : **経営耕地面積が30 a 未満**かつ調査期日前1年間における農産物販売金額が50万円未満の農家

		調査期日前1年間における農産物販売金額		
		50万以上	15万円以上	15万円未満
経営 耕地 面積	30a以上	販売農家 (477)		
	30a未満 10a以上			
	10a未満	自給的農家 (1,459)		
		総農家 (1,936)		

※（ ）内の数値は令和2年2月1日時点の名古屋市の数値